

国際化拠点整備事業
(グローバル30) Q & A
【追補版】

平成21年4月24日

文部科学省高等教育局
高等教育企画課国際企画室

独立行政法人日本学術振興会
研究事業部研究事業課

【目次】

1. 公募の対象機関

- Q 1-1 「海外拠点をも1箇所以上運営している実績」が申請要件として設定されているが、いつ時点において運営していればよいのか。…………… 1
- Q 1-2 平成20年5月2日以降に設置された海外拠点も運営している実績として認められるのか。…………… 1

2. 対象とする構想

- Q 2-1 英語コースはいつまでに設置すればよいのか。…………… 1
- Q 2-2 現在設置している英語コースの開設科目の充実や定員の増員は「新たに設置する」ものに該当するのか。既存のコースを廃止し、発展的に新たなコースを設置する場合は、「新たに設置する」ものに該当するのか。…………… 1
- Q 2-3 現在、研究科（又は専攻）に英語コースを設置しており、同一研究科（又は専攻）内に、既存コースとは別に、新たな英語コースを設置することを考えているが、この場合、「新たに設置する」ものに該当するのか。…………… 1
- Q 2-4 既存の日本語による履修コースのカリキュラムを英語による授業のみで学位が取得できる内容とした場合は、本事業にいう「新たに設置する」ものに該当するのか。…………… 1
- Q 2-5 英語コースの学生は留学生のみでなければならないのか。日本人を受け入れることは認められないのか。…………… 1
- Q 2-6 英語コースに配置する外国人教員には、帰化した外国人は含まれるのか。…………… 2
- Q 2-7 受入重点国の設定に当たり、国単位ではなく、複数の国を含む地域単位で設定したいが問題はないか。…………… 2

3. 費用等

- Q 3 本事業の経費は繰り越せるのか。例えば、国際入札等では納品まで時間がかかるが、この場合、経費は納品が想定される年度に計上すべきか。…………… 2

4. 構想調書等

- Q 4-1 2-(5)の平成22年度末、平成25年度末、平成32年度末の各時点における「全学生数（B）」には、将来設置予定の学部等学生数も含めてよいか。…………… 2

- Q 4 - 2 4-(2)の「学部における英語コースの教員・担当科目一覧」、4-(4)の「大学院における英語コースの教員・担当科目一覧」については、教員や担当科目が未定のものについてもできる限り具体的に記載することとされているが、実施段階で教員や開設科目の名称などに変更が生じてもよいのか。
…………… 2
- Q 4 - 3 5-(1)について、論文博士を学位授与数に含めてよいのか。
…………… 2
- Q 4 - 4 5-(1)について、専門職学位は計上してよいのか。計上できる場合、どこに計上すればよいのか。
…………… 2
- Q 4 - 5 5-(6)について、「国外で学位を取得」した者の「学位」には学士も含めてよいのか。
…………… 2
- Q 4 - 6 5-(6)について、「1年以上教育研究に従事」した者の「1年以上」の起算点は、当該大学の教員職に就いた時点からでよいのか。また、「教育研究」には留学も含めてよいのか。
…………… 3
- Q 4 - 7 5-(6)「大学全体における海外で通算して1年以上教育研究に従事した、または国外で学位を取得した日本人教員（専任）の人数」において、「海外において通算して1年以上教育研究に従事」及び「国外で学位を取得」の両方に該当する者がいるが、どのように記入すればよいのか。
…………… 3
- 5. 経費の使途可能範囲**
- Q 5 留学生をTAとして雇用した場合、本事業の経費の対象となるのか。
…………… 3

1. 公募の対象機関

Q 1 - 1 「海外拠点を1箇所以上運営している実績」が申請要件として設定されているが、いつ時点において運営していればよいのか。

A. 申請時点において海外拠点を運営していることが必要です。

Q 1 - 2 平成20年5月2日以降に設置された海外拠点も運営している実績として認められるのか。

A. 平成20年5月2日以降に設置された海外拠点についても認められます。その場合には、構想調書5-(7)の「大学が設置している海外拠点数」において、該当する海外拠点の「主な業務等」欄に設置した年月日を括弧書きしてください。

2. 対象とする構想

Q 2 - 1 英語コースはいつまでに設置すればよいのか。

A. 本事業の実施期間内（平成21年度～25年度）に設置してください。ただし、申請時において既に設置されているものは含みません。

Q 2 - 2 現在設置している英語コースの開設科目の充実や定員の増員は「新たに設置する」ものに該当するのか。既存のコースを廃止し、発展的に新たなコースを設置する場合は、「新たに設置する」ものに該当するのか。

A. 現在設置している英語コースの開設科目の充実や定員の増員は、本事業にいう「新たに設置する」ものとはいえません。また、既存のコースを廃止し、発展的に新たなコースを設置する場合も、本事業にいう「新たに設置する」ものには含まれません。

Q 2 - 3 現在、研究科（又は専攻）に英語コースを設置しており、同一研究科（又は専攻）内に、既存コースとは別に、新たな英語コースを設置することを考えているが、この場合、「新たに設置する」ものに該当するのか。

A. 既存コースとは別に、新たな英語コースを設置する場合は、本事業にいう「新たに設置する」ものに該当します。

Q 2 - 4 既存の日本語による履修コースのカリキュラムを英語による授業のみで学位が取得できる内容とした場合は、本事業にいう「新たに設置する」ものに該当するのか。

A. 該当します。

Q 2 - 5 英語コースの学生は留学生のみでなければならないのか。日本人を受け入れることは認められないのか。

A. 留学生と合わせて、日本人学生を入学させることも可能です。ただし、日本人のみを対象とする英語コースについては、留学生を受け入れるための環境を整備するとの本事業の趣旨に鑑み、適当とはいえません。

Q 2 - 6 英語コースに配置する外国人教員には、帰化した外国人は含まれるのか。

- A. 英語コースに配置する「外国人教員」は原則として外国籍を有する者ですが、帰化した外国人も含めます。

Q 2 - 7 受入重点国の設定に当たり、国単位ではなく、複数の国を含む地域単位で設定したいが問題はないか。

- A. 地域単位での設定でも問題はありませんが、構想調書2-(2)-①「受入重点国」欄の記入に当たっては、設定する地域だけでなく、対象とする国も明記してください。

3. 費用等

Q 3 本事業の経費は繰り越せるのか。例えば、国際入札等では納品まで時間がかかるが、この場合経費は納品が想定される年度に計上するべきか。

- A. 原則として、経費の繰り越しはできません。国際入札等納品まで時間がかかるものについては、納品が想定される年度に計上してください。なお、契約から納品、経費の支出までを同一年度内に行うことが原則ですので、それを留意した上で、適切に計上していただく必要があります。

4. 構想調書等

Q 4 - 1 2-(5)の平成22年度末、平成25年度末、平成32年度末の各時点における「全学生数(B)」には、将来設置予定の学部等学生数も含めてよいか。

- A. 将来設置予定の学部等学生数も含めて計上してください。なお、本事業での採択を以て設置が認められるものではありませんので、別途設置認可申請等所定の手続きが必要です。

Q 4 - 2 4-(2)の「学部における英語コースの教員・担当科目一覧」、4-(4)の「大学院における英語コースの教員・担当科目一覧」については、教員や担当科目が未定のものについてもできる限り具体的に記載することとされているが、実施段階で教員や開設科目の名称などに変更が生じてもよいか。

- A. 合理的な説明が可能な範囲の変更は可能です。

Q 4 - 3 5-(1)について、論文博士を学位授与数に含めてよいのか。

- A. 論文博士の数も含めて計上してください。

Q 4 - 4 5-(1)について、専門職学位は計上してよいのか。計上できる場合、どこに計上すればよいのか。

- A. 専門職学位については、「修士」に含めて計上してください。

Q 4 - 5 5-(6)について、「国外で学位を取得」した者の「学位」には学士も含めてよいのか。

A. 学士も含めて計上してください。

Q 4 - 6 5-(6)について、「1年以上教育研究に従事」した者の「1年以上」の起算点は、当該大学の教員職に就いた時点からでよいのか。また、「教育研究」には留学も含めてよいのか。

A. 基本的に当該大学の教員職に就いた時点からとしてください。(ただし、以前の所属機関等における経歴について把握している場合は、それ以前の経歴も含めることは可能です。) また、「教育研究」には、留学も含まれます。

Q 4 - 7 5-(6)「大学全体における海外で通算して1年以上教育研究に従事した、または国外で学位を取得した日本人教員(専任)の人数」において、「海外において通算して1年以上教育研究に従事」及び「国外で学位を取得」の両方に該当する者がいるが、どのように記入すればよいのか。

A. 「海外において通算して1年以上教育研究に従事」及び「国外で学位を取得」の両方に計上してください。

5. 経費の使途可能範囲

Q 5 留学生をTAとして雇用した場合、本事業の経費の対象となるのか。

A. 対象となります。